

工事請負契約の一部を変更することについて

平成25年第4回市議会定例会の議決を経て締結した福川漁港温田地区海岸保全施設整備事業（第3工区）の請負契約の一部を下記のとおり変更することについて、周南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成15年周南市条例第52号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

平成26年9月2日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

工期「本契約を成立させる旨の意思表示をした日の翌日から平成26年12月10日まで」を「本契約を成立させる旨の意思表示をした日の翌日から平成27年3月20日まで」とする。

契約金額「¥263,937,960-」を「¥266,486,760-」とする。

(参 考)

変 更 概 要

1 工 事 名

福川漁港温田地区海岸保全施設整備事業（第3工区）

2 変更理由及び変更箇所

- (1) 工事請負契約書第25条第6項の規定に基づき、急激な賃金等の変動により請負代金額を変更する。
- (2) 県道護岸部の標準断面の変更
- (3) 水路本体部の基礎構造の変更
- (4) 鋼矢板圧入部の先行掘削の追加

工事請負契約の一部を変更することについて

平成25年第4回市議会定例会の議決を経て締結した福川漁港温田地区海岸保全施設整備事業（第3工区）の請負契約の一部を下記のとおり変更することについて、周南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成15年周南市条例第52号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

平成26年2月26日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

契約金額「¥262,180,800-」を「¥263,937,960-」とする。

工事請負契約の一部を変更することについて

平成25年第4回市議会定例会の議決を経て締結した福川漁港温田地区海岸保全施設整備事業（第3工区）の請負契約の一部を下記のとおり変更することについて、周南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成15年周南市条例第52号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

平成25年9月3日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

契約金額「¥257,250,000-」を「¥262,180,800-」とする。

工事請負契約の締結について

下記により工事請負契約を締結することについて、周南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成15年周南市条例第52号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

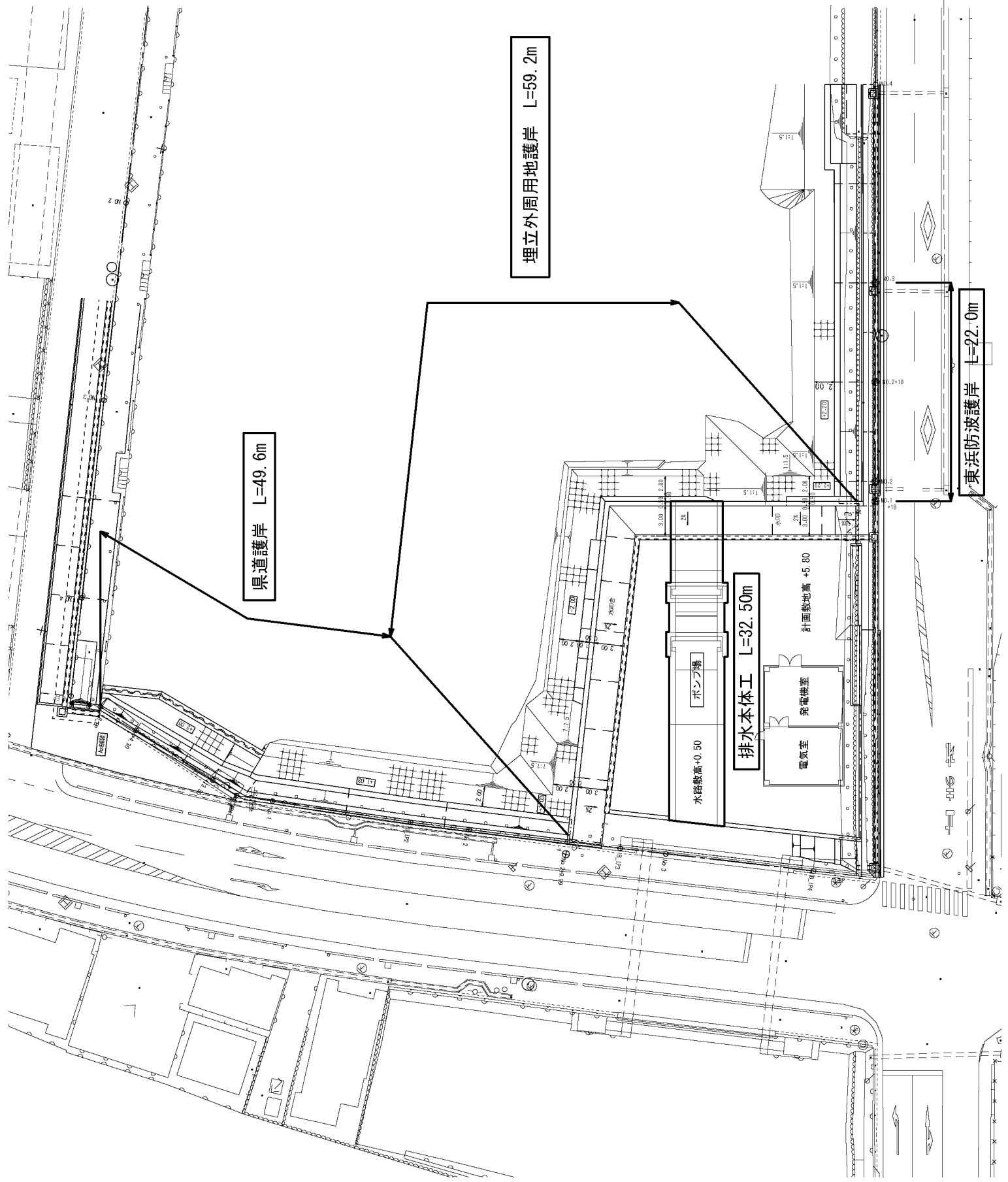
平成25年5月27日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

- 1 工 事 名 福川漁港温田地区海岸保全施設整備事業（第3工区）
- 2 工 事 場 所 周南市福川南町地先
- 3 工 期 本契約を成立させる旨の意思表示をした日の翌日から
平成26年12月10日まで
- 4 契 約 金 額 ￥257,250,000-
- 5 請 負 者 若築建設・新吉産業特定建設工事共同企業体
代表者
周南市遠石2丁目7番43号
若築建設株式会社 山口営業所
所長 山内 隆典
- 6 契 約 の 方 法 条件付一般競争入札

平面図



県道護岸 L=49.6m

埋立外周用地護岸 L=59.2m

排水本體工 L=32.50m

東浜防波護岸 L=22.0m

ポンプ場
水階敷高+0.50

電気室

発電機室
計画敷地高+5.80